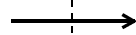


G 0 2 0 無菌製剤処理料

【項目の見直し】

- 1 無菌製剤処理料 1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）
  - イ 閉鎖式接続器具を使用した場合
    - (1) 揮発性の高い薬剤の場合 150点
    - (2) (1)以外の場合 100点
  - ロ イ以外の場合 50点
- 2 無菌製剤処理料 2（1以外のもの） 40点



- 1 無菌製剤処理料 1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）
  - イ 閉鎖式接続器具を使用した場合 180点
  - ロ イ以外の場合 45点
- 2 無菌製剤処理料 2（1以外のもの） 40点